

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原 告 アンビカ・ブダ・シン

被 告 国 外1名

原告第14準備書面

令和3年12月3日

東京地方裁判所民事第4部 御中

原告訴訟代理人弁護士 鬼 束 忠 則
同 弁護士 小 川 隆太郎
同 弁護士 川 上 資 人
原告訴訟復代理人弁護士 海 渡 雄 一



原告は、被告東京都の準備書面(9)（以下、「本件書面」という）の一部（前田意見書にかかる部分）に対して、以下のとおり反論する。

第1 「剖検結果との齟齬」との被告東京都の主張について

被告東京都は、司法解剖写真によれば、肺動脈血栓症が生じていないと認められると主張する（本件書面10頁）。

しかし、被告東京都が根拠とする「丙31号証の写真1の○部分」は、肺動脈を縦に解剖した写真ではなく、横に解剖した断面の写真に過ぎない。「丙31号証の写真1の○部分」に血栓が詰まっている状況が映っていないとも、同写真の断面とは異なる部分の肺動脈内に血栓が存在する可能性がある。同じく「丙31号証の写真2の○部分」に血栓ようのものが付着していないことは、肺動脈血栓症が生じていない根拠

とはならない。写真前田意見書（甲30・1頁）の肺動脈を剖検した所見は撮影されていないとの記述は、血栓が疑われる場合には通常は、丙32号証の1・7頁の写真のように、肺動脈を縦に解剖した状態で写真撮影するところ、本件司法解剖ではこのような写真撮影がなされていないことを指摘しているものである。

したがって、司法解剖写真によれば、肺動脈血栓症が生じていないと認められるとの被告東京都の主張は誤りである。

第2 「Dダイマー値について」との被告東京都の主張について

被告東京都は、Dダイマー値が異常値であることのみをもって深部静脈血栓症等であると診断できるものではなく、亡アルジュンのDダイマー値が高値であることをもって肺動脈血栓症が生じていたと評価することができないと主張する（本件書面10～11頁）。

しかし、上記主張は前田医師の意見書の内容を正しく理解していないと言わざるを得ず失当である。すなわち、通常の読み方をすれば容易に理解できることではあるが、前田医師は、確かに「Dダイマーの値から、亡・アルジュン氏の体内に血栓が形成されていた可能性は極めて高い。」と述べているが（甲30・2頁「4. 原因」1行目）、Dダイマーの値のみから亡アルジュン氏の死因を判定しているわけではない。

前田医師が亡アルジュン氏の死因を、静脈血栓症に続発した肺動脈血栓症であると判定した最大の理由は、亡アルジュン氏の両手首、両膝、両足首の拘束から、血管が強度に締め付けられて鬱血を同部位に起こしていたこと（甲1・20～27頁）、及び亡アルジュン氏は、抑制が解除された直後に突然死していること等の臨床経過そのものである。当該臨床経過に加えて、Dダイマーの値によって、亡・アルジュン氏の体内に血栓が形成されていた可能性は極めて高いことが裏付けられること、さらに死亡前日の3月14日に亡アルジュン氏は下痢、腹痛、発熱の状態にあり、同日の食事量も少なく、特に水分が比較的多く含まれる白米を一切食べていないこと、少

なくとも死亡当日の3月15日は起床時からは一切給水を受けておらず排尿もないこと（当該事実は本書面5頁の「力」において被告東京都も認めている）、司法解剖における血糖値が低かったこと等から脱水症を起こしており、鬱血を助長する状態にあったことが認められ、これら事由の総合的な考慮により、亡アルジュン氏の死因を判定しているものである。したがって、被告東京都の上記主張は前提を誤っており、反論になっていない。

第3 「血液の状態について」との被告東京都の主張について

被告東京都は、亡アルジュン氏の血液検査結果における「ヘマトクリット（HCT）」が28.1であること、「尿素窒素・クレアチニン比」が9.48であること、「尿酸（UA）」が6.5であることから、亡アルジュンが脱水症状であったことを示す所見は認められないと主張する（本件書面12頁）。また、「ヘモグロビン（HbG）」の9.4という値からも血液は「サラサラ」の状態であったとも主張する（同）。

しかし、上記指標の数値上、明らかな脱水状態を示す状態というのは脱水状態が相当悪化した状態であり、そのような状態までは至らなくとも、脱水症に近い状態であれば、鬱血を助長する状態であることに変わりが無い。しかも、「ヘマトクリット（HCT）」の28.1という数値は低栄養状態の可能性を示す低いものであるし、「尿酸（UA）」の6.5という数値も上限に近く脱水症に近い状態であることを示している。「ヘモグロビン（HbG）」の値も低栄養状態であるために低い数値になっている可能性が高い。したがって、被告東京都の上記主張は反論になっていない。

第4 結論

以上のとおり、本件書面における前田意見書にかかる被告東京都の反論は、いずれも誤りであるか失当である。

以上